

# 長崎県庁舎内弁当販売事業者募集要項

## 1 目的

県庁舎で勤務する職員の福利厚生及び来庁者の利便に資するため、県が提示する以下の諸条件の下、長崎県庁舎内にて弁当販売を行う事業者を募集します。

## 2 募集内容

○販売場所：長崎県庁舎行政棟（長崎市尾上町3番1号）内の指定場所

行政棟指定階のエレベーターホール付近

なお、販売場所は1ヶ月毎のローテーションとします。

○使用料：無料

○募集事業者数：9事業者

○販売数量：1事業者上限50食（1日あたり）

○販売期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの開庁日

○販売時間：12:00から12:30まで

※ただし、準備時間は11:40から、容器等回収ボックス設置時間は13:15までとします。

○駐車場：駐車場棟の駐車場を使用してください。

※有料30分 150円（入庫後1時間は無料）

ロータリー（ゼブラゾーン含む）への駐車は禁止します。

○エレベーター：行政棟中央エレベーターを利用していただきます。

## 3 応募資格

次に掲げる要件①～④の全てを満たした者とします。ただし、営業許可証に記載の代表者が同一の場合または住所が同一の場合は、いずれか1者のみ応募可能とします。

また、同一フランチャイズについては1者のみ応募可能とします。

- ① 弁当製造に係る長崎県内の保健所の営業許可を取得している者
- ② 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと
- ③ 県税の未納がない者
- ④ 消費税及び地方消費税の未納がない者

## 4 販売条件

- ① 上記2の販売数量及び販売時間等を遵守すること。
- ② 衛生管理に十分注意を払い、食中毒等の事故を防止すること。  
※事故等に関する責任は、全て事業者が負うものとします。
- ③ 販売期間は毎日販売を行うこと。やむを得えない事情で販売を行わない場合は、事前に管財課に連絡すること。
- ④ 庁舎内では大声を上げたり、過度の声かけは行わないこと。

- ⑤ 廊下等は走らず、来庁者や職員の通行の妨げにならないこと。
- ⑥ テーブルを設置して販売すること。(テーブルのサイズは 100cm×45cm 以内)  
また、業者名が分かるようにテーブルに表示をすること。
- ⑦ 販売場所以外に弁当、テーブル等を積み又は放置しないこと。
- ⑧ カーペットの汚れ防止のため販売場所にシート等を敷くこと。
- ⑨ 庁内を汚した場合は、速やかに清掃すること。
- ⑩ 販売した弁当の空容器については、販売場所に回収ボックスを設置し、販売した日の 13時15分までに確実に回収すること。
- ⑪ 販売する弁当には、必ず、食品表示法に基づく表示を貼付することとし、表示内容については管轄する保健所に確認を行うこと。
- ⑫ 使用する弁当箱については、リサイクル製品など、環境へ配慮したもの尽可能限り使用すること。
- ⑬ 長崎県庁中管理規則及び弁当販売に関する関係法令を遵守すること。

## 5 応募方法

以下の(1)の書類を(2)の提出先に(3)までに持参又は郵送にて提出してください。  
なお、(1)①応募申込書については、(2)の場所もしくは長崎県総務部管財課のホームページから入手できます。

### (1)提出書類

- ① 応募申込書 ※様式あり
- ② 弁当製造に係る長崎県内の保健所の営業許可証【写し】
- ③ 長崎県が発行する長崎県税に未納がないことの証明書【原本(発行後 3ヶ月以内)】
- ④ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書  
【原本(発行後 3ヶ月以内)】

### (2)提出先

〒850-8570

長崎市尾上町 3 番 1 号  
長崎県 総務部 管財課

TEL:095-895-2181 FAX:095-895-2553

### (3)申込期限:令和 8 年 2 月 24 日(火)17 時必着

## 6 募集要項に関する質問の受付

質問がある場合は、令和 8 年 2 月 12 日(木)16 時までに上記 5 の提出先に別紙質問書により提出してください。(FAX 可)

回答はとりまとめのうえ、令和 8 年 2 月 20 日(金)に長崎県総務部管財課のホームページで公表します。

## 7 選定方法

募集事業者数以上の応募があった場合は、抽選により事業者を決定します。

抽選を行う場合は、対象者に抽選を行う旨を連絡します。

抽選の日時と場所は次のとおりです。

○日時：令和8年3月5日(木)16時00分

○場所：県庁行政棟3階 312会議室

## 8 選定後の手続き

販売事業者として選定された場合、販売事業者には県庁舎内での販売に係る許可申請を行っていただきます。

なお、販売開始までに管轄の保健所で「営業許可申請書・営業届(新規・継続)」が提出済である証明書(写し可)を発行し、提出していただきます。

## 9 販売許可の取消し

次に掲げる場合は、販売許可を取り消す場合があります。

- ① 上記4の販売条件に違反した場合
- ② 応募申込書及び誓約書等に虚偽の申し出、記載があった場合
- ③ 不正行為があったと県が認めた場合
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、販売の継続がふさわしくないと 県が認めた場合

## 10 その他参考事項

- ・行政棟2階に売店及び食堂があり、昼食利用があること。
- ・行政棟2階中央エレベーター前で食堂が弁当販売を行うこと。
- ・庁舎内の勤務者はおよそ2,000～2,500名であること。
- ・やむを得ない事情で庁舎内での弁当販売から撤退する場合は、撤退する日の1か月前までに書面(様式任意)にて申し出ること。
- ・事業者選定が抽選となった場合は、応募者ごとに順位付けを行います。9番目までを販売事業者として選定し、それ以降の順位の応募者は補欠となります。なお、撤退業者が出ていた場合は、補欠の順位が上位の者から順に販売事業者として選定します。また、補欠の応募者がいない場合は、改めて募集を行います。